

那覇市公報

第 1 5 7 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則（管財課）…………… 376

◇告 示◇

○歩行者専用道路の指定解除について（道路管理課）…………… 379

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 381

○制限付一般競争入札の実施について（新庁舎建設室）…………… 381

○市有財産（市役所本庁舎駐車場）借受者公募によるプロポーザルの実施について
（管財課）…………… 386

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 388

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 389

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 389

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 390

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について…………… 391

◇監査委員公表◇

○平成 24 年度前期定期監査の結果について（公表）…………… 391

規 則

那覇市規則第39号

平成24年 8 月 1 日

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則

那覇市物品会計規則（平成3年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） [略] （7） <u>重要備品 自動車（二輪のものを除く。）及び1品の取得価格が100万円以上の備品をいう。</u> （8） [略] （購入の代行） 第13条 [略] 2 前項の規定による代行の際の物品の購入契約において指名する業者は、管財課長が作成する物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者の中から選定するものとする。<u>この場合において、選定が特定の者に偏らないよう留意しなければならない。</u> （寄附） 第18条 課長は、<u>物品</u>の寄附があったときは、物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。 （返納） 第19条 課長は、所管に属する不用となった物品で、使用可能と認めたものについては、物品出納通知書により物品出納員	（用語の定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ</u>当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） [略] （7） <u>重要備品 次のいずれかに該当する備品をいう。</u> <u>ア 自動車（二輪のものを除く。）</u> <u>イ 1品の取得価格又は評価価格が100万円以上のもの</u> <u>ウ その他市長が重要備品として分類する必要があると認めるもの</u> （8） [略] （購入の代行） 第13条 [略] 2 前項の規定による代行の際の物品の購入契約において指名する業者は、管財課長が作成する物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者の中から選定するものとする。<u>ただし、課長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u> 3 <u>前項の場合において、選定が特定の者に偏らないよう留意しなければならない。</u> （寄附） 第18条 課長は、<u>備品</u>の寄附があったときは、物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。 （返納） 第19条 課長は、所管に属する不用となった物品で、使用可能と認めたものについては、物品出納通知書により物品出納員

に返納しなければならない。ただし、当該物品を譲渡しようとするときは、この限りでない。 (処分) <u>第20条 課長は、所管に属する物品で、損傷がはなはだしく使用に耐えないと認め、かつ、財産価値を有しないと認めたものについては、廃棄することができる。</u> 2 [略] 3 課長は、備品を<u>廃棄又は譲渡</u>したときは、直ちに物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。 (不用品の処分) 第22条 [略] 2 管財課長は、前項の規定により通知を受けたときは、<u>売却可能な物品</u>については不用品売却処分書により売却処分し、その他の物品については<u>物品処理書</u>により<u>廃棄処分</u>しなければならない。	に返納しなければならない。ただし、当該物品を<u>適正な価格</u>により譲渡しようとするときは、この限りでない。 (処分) <u>第20条 課長は、所管に属する物品で使用に耐えないと認めたもののうち、財産価値を有すると認めたものについては適正な価格により譲渡し、その他のものについては廃棄することができる。</u> 2 [略] 3 課長は、備品を<u>譲渡し、又は廃棄</u>したときは、直ちに物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない。 (不用品の処分) 第22条 [略] 2 管財課長は、前項の規定により通知を受けたときは、<u>財産価値を有すると認めた物品</u>については<u>適正な価格</u>により譲渡し、その他の物品については<u>廃棄</u>しなければならない。 <u>3 管財課長は、前項の規定により備品を譲渡し、又は廃棄したときは、物品処理書により物品出納員に通知しなければならない。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 56 号

平成 24 年 7 月 9 日

掲 示 済

歩行者専用道路の指定解除について

那覇市長 翁 長 雄 志

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 7 第 5 項の規定に基づき、
本告示の日をもって歩行者専用道路の指定を次のとおり解除する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課
において、一般の縦覧に供する。

歩行者専用道路の指定を解除する路線

整理 番号	路線名	区 間
1831	安謝40号	字安謝東原529 字安謝東原529

歩行者専用道路の指定解除位置図(参考図)



公 告

那覇市公告第 89 号

平成 24 年 7 月 18 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 101 号

平成 24 年 7 月 23 日

掲 示 済

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び那覇市新庁舎等への引越等業務委託制限付一般競争入札要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6、那覇市契約規則（1971 年那覇市規則第 13 号。以下「契約規則」という。）第 13 条及び要領第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1)事業名	那覇市新庁舎等への引越等業務委託
(2)履行場所	那覇市新庁舎（所在地：那覇市泉崎1丁目1番1号）、仮庁舎（所在地：那覇市上之屋1丁目2番1号）、新都心銘荏庁舎（所在地：那覇市銘荏2丁目3番1号）、教育委員会庁舎（所在地：那覇市前島3丁目25番1号）、その他関連施設
(3)事業の目的	那覇市仮庁舎、新都心銘荏庁舎、教育委員会庁舎及びその関連施設（以下「仮庁舎等」という。）から新庁舎及びその関連施設（以下「新庁舎等」という。）へ引越しするため。
(4)業務の内容	「業務説明書」に示す仮庁舎等内にある物品等を新庁舎等内への搬出入及びその他関連業務
(5)履行期間	契約の日から平成25年2月28日まで
(6)予定価格	44,900,000円（消費税抜き）
(7)最低制限価格	設定しない。
(8)事業の基本条件	①履行期間 履行期間は、契約の日から平成25年2月28日までとする。 （引越スケジュール等、詳細については別添「業務説明書」を参照のこと。） ②業務終了後の処置 受注者は、履行場所の後片づけ作業を行う。後片づけ作業にかかる費用は受注者負担とする。 ③新庁舎等への引越等業務委託の業務概要 別添「業務説明書」を参照のこと。 ④前払金 前払金の支払いはなし。 ⑤手続き 事業にあたっての官公庁その他への手続きと、これに要する費用は受注者の負担とする。 ⑥安全対策等 別添「業務説明書」を参照のこと。
(9)現場調整	今回、引越等業務が行われる施設は、一般事務所と異なり市民サービスの提供や行政運営又は市議会等、多様な機能が必要とされている施設であることから、業務に着手した後においても、発注者が必要と認める場合は、受注者は業務説明書等について協議に応じるものとする。
(10)その他	この公告に基づき新庁舎等への引越等業務委託に係る契約を締結した後に、発注者及び受注者の責めに帰せざる事由により、この公告に定める事項と異同が生じた場合で、発注者及び受注者両者に不利益が生じないときは、発注者と受注者が協議の上、新庁舎等への引越等業務委託に係る契約を変更することができる。

2 入札参加資格要件

※公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

1	県内に本店を有し、定款又は商業登記簿で運送に係る事業を営んでいることを定めている者であること。
2	過去 10 年以内に従業員数が 100 人を超える事業所の引越業務の実績（下請負等での業務参加は除く。）がある者。
3	施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
4	市税に滞納がない者であること。
5	労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入している者であること。
6	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
7	経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていないものであること。）
8	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は、同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託業者についても同様であること。
9	その他市長が定める要件を満たしている者であること。

3 業務説明書の提供について

提供期間	平成 24 年 7 月 23 日（月）～平成 24 年 7 月 27 日（金）
提供方法	那覇市ホームページにより P D F ファイルにて提供 （■要領・様式等－番号 2）

4 業務説明書等に対する質問及び回答

質問期間	平成 24 年 7 月 26 日（木）午前 9 時～平成 24 年 7 月 31 日（火）午後 5 時
質問方法	質問書（■要領・様式等－番号 3）を E-mail で送付すること。 提出先 新庁舎建設室 E-mail : m-new001@neo.city.naha.okinawa.jp
回答	平成 24 年 8 月 2 日（木）午後 5 時 15 分までに那覇市ホームページに掲載

5 入札書等の提出方法

入札方法	郵便入札により行う。 ※配達日指定、配達証明、一般書留のすべてを郵便局で申し出ること。
提出書類	ア 入札書（■要領・様式等－番号 4） イ 引越料等内訳書（■要領・様式等－番号 5）

封筒	封筒作成例（■要領・様式等一番号6）参照 開札日時、対象事業名、業者の名称、電話番号、FAX 番号、担当者名を記載
配達指定日	平成24年8月9日（木）←必ずこの日を指定してください。
宛先	〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号（新都心銘苅庁舎2階） 那覇市役所 総務部 新庁舎建設室

※配達指定日以外の日に届いた入札書等は受理しないものとする。

6 入札書の不受理・無効

那覇市新庁舎等への引越等業務委託制限付一般競争入札心得（以下「心得」という。）（■要領・様式等一番号7）第13条・14条参照。

7 入札参加者がいない場合の取扱い

心得 第17条第2項参照。

8 開札

開札日時	平成24年8月13日（月）午前10時
開札場所	新都心銘苅庁舎2階 管財課入札室（新庁舎建設室隣）

9 入札資格審査書類の提出

提出書類	開札後、落札候補者は、下記の入札資格審査書類を提出すること。
	(1) 入札参加資格審査申請書・・・（■要領・様式等一番号12）
	(2) 営業証明書
	(3) 引越業務実績・・・（■要領・様式等一番号13）及び当該業務に係る契約書の写し（1件）
	(4) 定款又は商業登記簿（運送事業を営んでいることの記載があるもの）の写し
	(5) 市税完納証明書（本店所在地の市町村）
	(6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
	(7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
	(8) 課税・免税事業者届・・・（■要領・様式等一番号14）
	(9) 誓約書・・・（■要領・様式等一番号15）
	(10) その他市長が必要と定めるもの

1 0 落札者の決定、入札参加資格要件の審査

開札後、提出書類の事後審査により後日決定する。
 落札者決定予定日 平成 24 年 8 月 16 日（木）
 心得 第 7 条から第 12 条参照。

1 1 入札保証金、契約保証金

入札保証金	見積もった契約金額（注）の 100 分の 5 以上。ただし、那覇市契約規則第 12 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号に該当するときは、その全部を免除する。入札保証金は小切手で納めるものとし、開札終了後返還する。ただし、落札候補者に対しては契約締結後返還する。入札保証金には利子を付さない。なお、那覇市契約規則第 12 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号の適用を受けようとする者は、それに係る関連書類（入札保証保険契約に係る保険証券等）を開札日当日に提出すること。 （注）見積もった契約金額とは、入札書に記載する金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額（消費税及び地方消費税）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）のことである。
契約保証金	免除する。ただし、契約の相手方が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

1 2 入札保証金の納付方法等

入札保証金の納付	「8 開札」で示した開札日時、開札場所において、小切手で納付すること。
提出書類	・入札保証金納付書・・・（■要領・様式等－番号 8） ・印鑑証明書（法人） ※代理人が入札（開札）に参加する場合には、代理人の印鑑（認印可）を持参のうえ、委任状を提出すること・・・（■要領・様式等－番号 9）
小切手の取扱いについて	・取引先金融機関が沖縄県内の金融機関であること。 ・小切手は、沖縄県内の手形交換所管内金融機関が振り出したもので、且つ、振出日から起算して 7 日を経過していないものに限る。

1 3 その他必要な事項

（1）	提出された関係書類は返却しない。
（2）	台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

1 4 問い合わせ先

この公告、那覇市役所ホームページ、入札、開札、契約に関すること
那覇市役所 総務部 新庁舎建設室 担当者：砂川、牧野
電話番号 098-862-4260 F A X 番号 098-862-9352

1 5 要領・様式等の確認方法

那覇市公式ホームページ → 那覇市新庁舎等への引越等業務委託制限付一般競争入札 → 要領・様式等

那覇市公告第 111 号

平成 24 年 8 月 1 日

市有財産（市役所本庁舎駐車場）借受者公募によるプロポーザルの実施について

那覇市役所本庁舎駐車場を駐車場事業の用途として貸し付けするため、プロポーザル方式による借受者の公募を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 公募に付する事項

（1）契約の名称

市有財産（本庁舎駐車場）の賃貸借契約

（2）公募に付する物件

①所 在 地：那覇市泉崎一丁目1番1号

②貸付面積：6,714.3㎡

（3）契約期間：

平成24年12月23日から平成30年12月28日まで（ただし、平成24年12月25日から平成25年1月3日の期間を除く。）とする。

2 公募に参加する者に必要な資格

（1）那覇市に本社や営業所を有する法人。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（3）那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

（4）那覇市の市税を滞納していないこと。

（5）「市有財産（市役所本庁舎駐車場）借受者公募要領」（以下「本公募要領」という。）に定める条件及び法令等を遵守し、「借受者自らが貸付物件を自動車の時間貸駐車場として、賃貸借期間中継続して営業・運営する事業」（以下「駐

車場事業」という。)を行う資力、能力等を有する法人であること。

- (6) 過去3年間に於いて、官公庁及び民間等における駐車場運営等の実績を有していること。
- (7) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 公募要領の交付に関する事項

- (1) 公募要領の交付及び応募申込受付けは、那覇市総務部管財課で行います。
- (2) 応募申込受付期間は、平成24年8月1日（水）から平成24年8月15日（水）まで。受付時間は、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分まで。（ただし、期間中の土、日、祝祭日を除きます。）

4 その他

- (1) 借受者は、当該公募物件が公有財産であることに留意し、利用すること。
- (2) その他詳細については、「市有財産（市役所本庁舎駐車場）借受者公募要領」によります。

【お問い合わせ先】

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画G

電話：（代表）098-867-0111（内2696）

（直通）098-862-0581

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第4号

平成 24 年 7 月 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

指定（登録）番号	第 436 号
指定工事店名	株式会社 トップライン
営業所所在地	沖縄市字美里 1351 番地
代表者名	具志堅 晃
指定の有効期間	平成 22 年 12 月 2 日 平成 27 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 24 年 4 月 12 日
異動事由	営業所所在地の変更
指定（登録）番号	第 197 号
指定工事店名	沖縄ガスリビング 株式会社
営業所所在地	那覇市西 3 丁目 13 番 2 号
代表者名	岡田 邦宏
指定の有効期間	平成 23 年 4 月 1 日 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 24 年 5 月 11 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第5号

平 成 2 4 年 7 月 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 445 号
指定工事店名	有限会社 当間産業
営業所所在地	南城市大里字仲間 622 番地 1
代表者名	玉城 和彦
有効期間	自 平成 24 年 4 月 6 日
	至 平成 29 年 3 月 31 日

指定（登録）番号	第 446 号
指定工事店名	有限会社 日新工業
営業所所在地	沖縄市字美里 956 番地
代表者名	新城 貞光
有効期間	自 平成 24 年 4 月 6 日
	至 平成 29 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第6号

平 成 2 4 年 7 月 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

指定（登録）番号 第 377 号
指定工事店名 有限会社 アーキテクトデザインオーラス
営業所所在地 北中城村字安谷屋 2191 番地 4 2 階
代表者名 比嘉 恵
指定の有効期間 平成 22 年 4 月 1 日
平成 27 年 3 月 31 日
異動年月日 平成 24 年 6 月 29 日
異動事由 営業の廃止

那覇市上下水道局告示第 7 号
平成 24 年 7 月 17 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
401	有限会社 リングキープ沖縄	豊見城市字宜保 245 番地	大嶺 保二	平成 24 年 4 月 16 日
402	ちゅら工房	宜野湾市真栄原 3 丁目 19 番 12 号	八幡 隼弥	平成 24 年 6 月 25 日
403	有限会社 アサヒエンジニア	嘉手納町屋良 1 丁目 11 番地 8	比嘉 初枝	平成 24 年 6 月 27 日

那覇市上下水道局告示第8号

平 成 2 4 年 7 月 1 7 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
326	(有)ARCHITECTDESIGNTAURUS	北中城村字安谷屋 2191 番地 4TAURUS ビル 2 階	比嘉 恵
131	有限会社 東部工業	与那原町字板良敷 140 番地	我喜屋 衛

監査委員公表

那 監 公 表 第 4 号

平成 24 年 8 月 1 日

那覇市監査委員

同

同

同

大 嶺 英 明

宮 里 善 博

久 高 将 光

喜 舎 場 盛 三

平成 24 年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、都市計画部、建設管理部及び消防本部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

定期監査報告書

第 1 監査の対象 都市計画部

都市計画課、建築指導課、市街地整備課、契約検査課、
区画整理課

建設管理部

建設企画課、道路建設課、花とみどり課、建築工事課、
道路管理課、公園管理課、市営住宅課、土木管理事務所

消防本部

総務課、予防課、警防課、救急課、指令情報課、西消防署、
中央消防署

第 2 監査の期間 平成 24 年 3 月 28 日から平成 24 年 6 月 25 日まで

第 3 監査の方法 監査は平成 23 年度（平成 24 年 3 月 31 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 監査の結果 次のとおり

都市計画部

○ 都市計画課

1 職員の配置状況

都市計画課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 3 人、主幹 2 人、主査 9 人、主任技師 3 人、技師 5 人の計 23 人である。派遣職員として、県都市計画・モノレール課派遣 3 人（副参事 1 人、主任技師 1 人、主事 1 人）、沖縄都市モノレール（株）派遣 2 人（主査）、那覇港管理組合派遣 17 人（副参事 4 人、主幹 2 人、主査 5 人、主任主事 3 人、主任技師 1 人、主事 1 人、技師 1 人）、泊ふ頭開発（株）派遣 1 人（参事）である。その他、非常勤職員 1 人である。

2 主な所掌事務

都市計画課は、都市計画、交通対策、モノレール対策、基地の跡地利用の基本計画、その他道路・交通計画、国土利用計画法に基づく調査・報告等、都市デザイン、那覇港管理組合、泊ふ頭に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助金及び交付金について

負担金の支出は、平成 23 年度那覇港管理組合（5 億 4,267 万 4,000 円）、沖縄県都市計画協会（80 万円）、総合公共交通の推進事業（460 万円）、都市計画基礎調査事業（441 万 2,000 円）等の団体負担金及び出席負担金である。

補助金の支出は、都市景観助成金（100 万円）の補助金である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、第 54 回港湾都市協議会総会、平成 23 年度那覇市都市計画審議会、那覇市都市景観審議会の委員報酬及び費用弁償、都市デザインアドバイザー報酬等である。

概算払による支払いは、第 54 回港湾都市協議会総会、都市モノレール等計画自治体協議会等の参加旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託について

業務委託契約は、平成 23 年度城東城北線道路予備設計業務委託（230 万円）、平成 23 年度小禄具志地内道路設計業務委託（200 万円）、平成 23 年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業（2,522 万 5,000 円）等である。

（2）使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料（34 万 2,045 円）、カラーコピー機使用料及び賃借料（105 万 4,585 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、歴史観光施設（首里金城村屋）201.00 m²、建物は、歴史観光施設（首里金城村屋）72.90 m²等である。

（2）有価証券について

有価証券は、株式会社沖縄都市モノレール 25 億円、泊ふ頭開発（株）6 億円である。

（3）債権について

債権は、都市モノレール整備資金貸付金 94 億 2,843 万 4,500 円である。

（4）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

負担金の支出について（注意事項）

都市モノレール等計画自治体協議会へ交付された負担金の収支状況について、前回の定期監査における平成 21 年度交付先団体決算収支比率（18.0%）が極端に低く、剰余金として翌年度へ繰り越していることを注意事項と指摘され、改善する旨の措置状況が報告されてきた。しかしながら、本年度の定期監査においても平成 22 年度交付先決算書で確認した結果、収支比率が（20.6%）であり改善の様子が見られない。

負担金（4 万円）は支出額の多寡にかかわらず、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、効率的・効果的な予算執行に努められたい。

○ 建築指導課

1 職員の配置状況

建築指導課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任技師 8 人、技師 6 人の計 22 人である。

2 主な所掌事務

建築指導課は、建築基準法に基づく建築確認及び建築許可、建築相談及び指導、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく分別解体等、違反建築、融資住宅、長期優良住宅の認定、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定、狭あい道路の整備、開発許可申請、道路位置指定、優良宅地及び優良住宅の認定、建築物の耐震改修の促進に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、平成 23 年度昇降機検査資格者講習会（4 万 4,100 円）、第 61 回全国建築基準法施行都市連絡会議（1 万 8,000 円）、日本建築行政会議（10 万円）、狭あい道路整備助成金（10 万円）等の団体負担金、出席負担金及び交付金である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、建築審査会委員の報酬及び費用弁償等である。

概算払による支払いは、九州ブロック建築審査会長会議参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託について

業務委託契約は、構造計算適合性判定業務委託（257 万 9,000 円）等である。

（2）使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、建築行政共用データベースシステム（77 万 4,900 円）、検査車両リース料（21 万 1,680 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書

類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 市街地整備課

1 職員の配置状況

市街地整備課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、主査5人、技師2人、主事1人の計12人である。その他、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

市街地整備課は、市街地再開発事業、新規開発地区、町界、町名及び地番、住居表示、市の区域及び新都心地区のまちづくり等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、国庫補助金の農連市場地区防災街区整備事業（4,050万円）、モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業（2,506万9,500円）でそれぞれ平成24年度へ繰越すことになっている。

（2）負担金・補助金について

負担金の支出は、シンボルシーサー再生水設置事業（きめ細かな交付金）（2,000万円）、全国市街地再開発協会年会費（14万円）、都市再開発促進協議会年会費（8万円）、全国市街地再開発事業研修会負担金（1万3,000円）、地域公共交通の再生戦略研修会（1万2,000円）等である。

（3）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、全国市街地再開発事業研修会及び視察のため（9万7,340円）、地域公共交通の再生戦略研修会参加費（1万2,000円）、第44回全国市街地再開発事業研究会参加費（1万円）等である。

概算払による支払いは、国土交通大学校主催「平成23年度専門課程都市再開発研修」受講のため（10万2,320円）、地域公共交通の再生戦略研修会及び密集市街地整備調査のため（8万3,900円）、まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰式参加のため（6万4,300円）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、字宇栄原地区住居表示整備事業業務委託（1,050万円）等である。

（2）工事及び設計委託の契約について

設計委託の契約は、モノレール牧志駅周辺地区事後評価業務委託（487万2,000円）等である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料の契約は、タクシー使用料（51 万 1,580 円）、コピー使用料（50 万 948 円）である。

賃借料の契約は、複写機賃貸借料（33 万 5,160 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）出資による権利について

出資による権利は、那覇新都心株式会社出資金（2 億 2,500 万円）、久茂地都市開発株式会社株券（1 億 2,000 万円）である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 契約検査課

1 職員の配置状況

契約検査課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 3 人、主幹 3 人、主査 3 人、主任主事 2 人、主事 1 人の計 13 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

契約検査課は、建物及び施設工事並びに土木工事の検査、歩掛及び工事仕様書の調整、設計積算の標準化、建設工事競争入札参加資格審査委員会、建設工事指名業者選定委員会、工事請負及び調査、測量、設計委託等の入札及び契約、工事の設計及び施工における技術の蓄積及び向上に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、違約金にかかる滞納繰越分（3,127 万 875 円）である。これは、平成 19 年 11 月 6 日に執行した石嶺市営住宅第 2 期建替工事（建築 1 工区）の入札において、共同企業体（3 社）が本工事を落札したものの正当な理由なく契約を締結しなかったための違約金で破産管財人から 339 万 4,591 円が配当された残りの金額である。

（2）負担金について

負担金の支出は、技術向上発表会受賞者の研修参加出席負担金 3 件（6 万 1,200 円）、沖縄県公共工事契約業務連絡協議会負担金（8,000 円）等である。

（3）資金前渡について

資金前渡による支出は、第 1 回那覇市入札監視委員会委員報償費（5 万 1,000 円）、第 2 回那覇市入札監視委員会委員報償費（4 万 900 円）等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託について

業務委託契約は、電子入札コアシステムアウトソーシングサービス応札者向けヘルプデスクサービス（100 万 8,000 円）、那覇市電子納品保管管理システム保守管理業務委託（61 万 4,250 円）、工事契約システム保守管理業務委託（56 万 7,000 円）、電子入札コアシステムアウトソーシングサービスシステム管理支援サービス（25 万 2,000 円）、CAD ソフトウェア操作等研修業務委託（23 万 5,200 円）等である。

（2）使用料及び賃借料について

使用料の契約は、電子入札コアシステムアウトソーシングサービス契約（運用サービス）（113 万 4,000 円）、電子入札コアシステムアウトソーシングサービス契約（入札情報公開サービス）（84 万円）等である。

賃借料の契約は、那覇市電子納品保管管理システム賃貸借契約（48 万 1,805 円）、OA 機器賃貸借料（サーバー・プリンター）（35 万 9,100 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 区画整理課

1 職員の配置状況

区画整理課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 5 人、主査 7 人、主任主事 3 人、主任技師 5 人、技師 7 人の計 30 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

区画整理課は、土地区画整理事業の事業計画及び実施計画、土地区画整理事業特別会計の予算・決算及び経理、土地区画整理事業の清算、土地区画整理事業の換地計画、建築指導及び建築行為等の許可、土地区画整理事業の移転補償、土地区画整理事業の工事及び公共施設の管理引継ぎに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数はおおむね正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、真嘉比古島第一地区清算徴収金現年度分（50 万円）、同滞納繰越分（2,641 万 2,556 円）、壺川清算徴収金現年度分（31 万円）、同滞納繰越分（327 万 9,987 円）、小禄南清算徴収金現年度分（3 万 9,724 円）、同滞納繰越分（48 万 642 円）である。

（2）補償金について

補償金は、真嘉比古島第二事業費（単独）の物件移転補償（142 件 5 億 2,328

万 8,233 円)、真嘉比古島第二事業費(単独)の物件移転補償(繰越明許4件 1,707万6,067円)、真嘉比古島第二事業費(補助)の物件移転補償(4件2,600万円)、壺川事業費(単独)の那覇ふ頭三重城小船溜まり係留施設の使用に際して生じる費用の補償費(52万2,900円)である。

(3) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、街づくり区画整理協会会費(18万8,000円)、沖縄県土地区画整理研究会負担金(1万円)、NOMA 行政管理講座「換地計画の基本から換地処分の実務」受講にかかる出席負担金(3万450円)、土地区画整理セミナー「土地区画整理事業と建物等の移転」受講にかかる出席負担金(1万6,000円)である。

(4) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、平成23年度時間外遡及分(49万4,836円)、平成23年度土地区画整理事業賠償責任保険料(21万2,580円)、真嘉比古島第二土地区画整理事業審議会委員報酬(9万500円)等である。

概算払による支出は、土地区画整理セミナー「土地区画整理事業と建築物等の移転」受講にかかる費用弁償(6,790円)等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、平成23年度真嘉比古島第二地区換地計画業務委託(1,587万4,000円)、平成23年度真嘉比古島古墓群発掘調査業務委託(1,565万3,194円)、平成23年度真嘉比古島第二地区出来形確認測量業務委託(その2)(1,108万8,000円)、真嘉比古島第二土地区画整理事業補償物件管理台帳整理業務委託(1,062万7,000円)、平成23年度真嘉比古島第二地区出来形確認測量業務委託(その3)(1,042万5,000円)等である。

(2) 工事及び設計委託について

工事契約は、平成23年度真嘉比古島第二街路及び整地工事(その10)(1億560万9,000円)、平成23年度真嘉比古島第二街路及び整地工事(その3)(9,553万9,500円)、平成23年度真嘉比古島第二街路及び整地工事(その6)(8,694万円)、平成23年度真嘉比古島第二街路及び整地工事(その4)(8,231万9,150円)、平成23年度真嘉比古島第二街路及び整地工事(その8)(7,182万円)等である。

設計委託契約は、平成23年度真嘉比古島第二工事設計業務委託(その1)(483万円)、平成23年度真嘉比古島第二工事設計業務委託(その2)(260万4,000円)等である。

(3) 使用料及び賃借料について

使用料の契約は、タクシー使用料2件(69万8,910円)、カラーコピー使用料(5万6,133円)である。

賃借料の契約は、平成23年度仮設住宅用地賃借料(1・2号棟)(330万2,000円)、三原資料室賃借料(241万9,000円)、パソコン機器等賃貸借契約(その1)(162万5,400円)、パソコン機器等賃貸借契約(その2)(146万340円)、パソコン機器等賃貸借契約(その3)(101万9,340円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）建物について

建物は、納骨堂（392.47 m²）である。

（2）基金について

基金は、真嘉比古島第二土地区画整理事業基金 1,807 万 1,000 円、真嘉比古島第一土地区画整理事業基金 963 万 3,000 円、壺川土地区画整理事業基金 334 万 6,000 円、小禄南土地区画整理事業基金 8 万 6,000 円である。

（3）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

6 指摘事項等

（1）真嘉比古島第二磁気探査支援事業費補助金収入の調定について（注意事項）

真嘉比古島第二磁気探査支援事業費補助金については、交付決定日が平成 23 年 4 月 1 日、平成 23 年 7 月 27 日及び平成 24 年 2 月 8 日の 3 回に分けて通知されているが、平成 24 年 3 月 31 日現在、収入調定がされていない。

補助金の収入調定の時期は交付決定日となっているので、那覇市会計規則第 20 条に則って適切な会計処理に努められたい。

（2）真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に係る清算徴収金の不納欠損について（注意事項）

真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に係る清算徴収金のうち、2 件で 708 万 6,867 円が平成 17 年度に時効が成立しているにも関わらず、平成 23 年度に不納欠損処分を行っている。

不納欠損処分については、那覇市会計規則第 40 条では「課長は、歳入金について、法令の規定に基づき時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をしたときは、歳入不納欠損調書兼通知書により会計管理者に通知しなければならない。」と規定している。

清算徴収金の管理については、法令等を遵守し、時期を失することなく適切な管理に努められたい。

（3）備品の管理について（注意事項）

区画整理課は、真嘉比古島第二土地区画整理事務所から平成 23 年 3 月に銘苅庁舎へ移転している。その理由は、同事務所の敷地が公園予定地になっていたことや真嘉比古島第二地区土地区画整理事業の終了が近いこと等によるものである。

事務所移転に際し、不用となった備品について、所定の手続きを経ずに廃棄しているものが見受けられた（気圧計その他 28 件）。

備品の管理、処分等にあたっては、那覇市物品会計規則に則って適切な手続きに努められたい。

建設管理部

○ 建設企画課

1 職員の配置状況

建設企画課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 4 人、主任主事 1 人、主事 1 人の計 10 人である。

2 主な所掌事務

建設企画課は、住宅政策、民間賃貸住宅の活用等、市営住宅建替計画、市営住宅建替事業における民間活用用地、建設管理部の所管する施設の管理に係る企画、特殊地下壕対策事業に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会の報酬及び費用弁償並びに那覇市住宅政策等審議会の報酬及び費用弁償である。概算払による支出は、国土交通省住宅局訪問、市営住宅先進事例研修の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市営住宅等長寿命化計画策定業務委託（504 万円）、特殊地下壕対策（首里大名町 1 丁目、赤嶺 1 丁目）調査測量設計業務委託（215 万 2,500 円）、若松市営住宅巡回警備業務委託（148 万 500 円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、樋川市営住宅解体除去工事（1,307 万 8,800 円）、特殊地下壕対策（首里大名町 1 丁目、赤嶺 1 丁目）埋戻工事（554 万 6,500 円）、若松市営住宅解体除去工事設計業務委託（194 万 2,500 円）等である。

（3）使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、タクシー使用料（38 万 8,370 円）、ファクシミリリース（12 万 6,000 円）、白黒複写機使用料（6 万 8,921 円）等である。

（4）修繕料の契約について

修繕料は、電子文書ファイル保存用サーバーの修繕（24 万 936 円）である。

（5）補償、補填の契約について

補償金は、田原・若松市営住宅の住み替え移転補償（581 万 4,000 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）基金・その他について

基金は、那覇市営住宅基金（3 億 8,567 万 385 円）である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 道路建設課

1 職員の配置状況

道路建設課の職員配置状況は、課長1人、副参事2人、主幹3人、主査6人、主任主事7人、主任技師5人、技師7人の計31人である。その他、臨時職員3人である。

2 主な所掌事務

道路建設課は、都市計画街路事業の施行計画・補助金・工事の設計及び施工監理、道路・橋等の新設・改良・改修等のための調査・計画及び工事、道路の災害復旧事業に係る設計及び施工監理、用地（公園等の用地を除く。）の取得及び補償、補償基準の調整及び整備、土地の収用に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、社会資本整備総合交付金（旧街路補助）（12億6,955万3,262円）、社会資本整備総合交付金（旧道路活力交付金）（1億2,430万9,350円）、公共事業等債（道路整備事業）（7,600万円）等である。

（2）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会会費（32万8,000円）、橋梁設計研修会費（14万1,000円）、全国街路事業促進協議会会費（4万円）、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会会費（3万6,000円）等である。

（3）資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、沖縄県証紙の購入、橋梁設計研修会負担金、全国街路事業促進協議会会費、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会会費である。

概算払による支出は、事業用地交渉旅費、橋梁設計研修会旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、平成23年度松城中学校東側線地質調査業務委託（1,417万5,000円）、平成23年度石嶺線補償物件調査算定業務委託（その4）（1,076万2,500円）、平成23年度石嶺線補償物件調査算定業務委託（その5）（1,050万円）、平成23年度石嶺線補償物件調査算定業務委託（その2）（1,039万5,000円）、平成23年度石嶺線補償物件調査算定業務委託（その1）（1,008万円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事契約は、平成23年度若松橋橋梁整備工事（下部工）（8,004万1,500円）、平成23年度石嶺福祉センター線街路工事（第27工区）（7,985万2,500円）、平成23年度牧志壺屋線街路工事（第16工区）（6,340万9,500円）、平成23年度石嶺福祉センター線街路工事（第29工区）（6,284万2,500円）、平成23年度牧志壺屋線街路工事（第15工区）（5,320万3,500円）等である。

（3）使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、OA 機器賃借料（370 万 8,180 円）、タクシー使用料（118 万 910 円）、業務用自動車賃借料（130 万 9,140 円）等である。

（4）補償、補填の契約について

補償金は、牧志壺屋線街路事業に伴う物件の移転等に関する契約（9 億 7,539 万 4,400 円）、鳥堀 12 号（那覇区間）道路改良事業に伴う物件の移転等に関する契約（2 億 3,683 万 9,200 円）、小禄赤嶺線街路事業に伴う物件の移転等の契約（1 億 666 万 5,200 円）、石嶺線街路事業に伴う物件の移転等に関する契約（9,024 万 1,800 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

（1）予算の執行管理について（要望事項）

里道整備事業（注1）の設計工事等委託料については、当初予算 40 万円を執行せず、同事業の維持補修工事費に全額を流用している。

また、道路新設改良事業（旧活力交付金）の設計工事等委託料については、松城中学校東側地滑り危険個所の地質調査が必要となり、同事業の当該業務委託料において予算不足が生じたため、当初予算 500 万円を執行せず、当該業務委託料へ全額を用途変更している。

当該地質調査については、平成 23 年 7 月頃に地滑り危険個所が発見された後、業務委託契約日が平成 24 年 3 月 28 日であることから、緊急性は認められず、補正予算での対応も可能であったと思われる。

予算の流用等による財源確保は、原則として、補正予算の議決までに間に合わない事態が生じた時など、緊急やむを得ない場合に行うべきであり、安易に流用で対応せず補正予算を行う等、適切に対応されたい。

また、当初予算は、その事業の必要性から確保したものであり、執行せずに流用財源に充てるようなことがないよう、適切に予算執行されたい。

（注1）里道（りどう）とは、道路法の適用のない道路のことで、小さな路地やあぜ道、山道などである。本市では、道路として機能している里道について整備事業を実施している。

（2）ホームページの更新について（注意事項）

道路建設課ホームページの更新日が平成 20 年 3 月 24 日となっており、4 年以上も更新されてない。那覇市公式ホームページ運営管理要綱第 19 条においては、課等のページ及びコンテンツを定期的に見直し、必要に応じて更新しなければならないと規定されている。

生活に密着する道路事業について最新の情報を提供できるよう、ホームページを適切に更新されたい。

1 職員の配置状況

花とみどり課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 4 人、主査 2 人、主任技師 5 人、技師 6 人、主任主事 5 人の計 24 人である。その他、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

花とみどり課は、公園・緑地の事業計画・設計・施工監理及び補助事業認可申請、緑化、公園等の用地の取得及び補償に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、公共事業等債（6 億 1,960 万円）、社会資本整備総合交付金（4 億 5,583 万 1,800 円）等である。

（2）負担金、補助金について

負担金の支出は、日本公園緑地協会（11 万円）、全国都市公園整備促進協議会（4 万 2,000 円）、沖縄県緑化推進委員会（3 万円）、第 45 回公園緑地講習会（2 万円）、日本さくらの会（1 万円）等である。

（3）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、都市公園法及びバリアフリー法の条例委任に係る講習会旅費（5 万 9,660 円）である。

概算払による支払いは、公園用地交渉・契約業務の旅費（5 万 8,870 円）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、平成 23 年度ナイクブ古墓群発掘調査業務委託（1,635 万 4,800 円）、平成 23 年度首里崎山古墓群発掘調査業務委託（1,133 万 7,957 円）、那覇市緑化センター管理運営業務委託（674 万円）、平成 23 年度久場川公園整備事業に伴う補償物件調査業務委託（647 万 8,500 円）等である。

（2）工事及び設計委託の契約について

工事契約は、平成 23 年度新都心公園整備工事（土木）（8,408 万 6,100 円）、平成 23 年度虎瀬公園整備工事（土木 1）（6,951 万円）、平成 23 年度真嘉比西公園整備工事（土木）（5,672 万 800 円）、平成 23 年度末吉公園整備工事（土木）（4,879 万 350 円）等である。

設計委託契約は、平成 23 年度虎瀬公園実施設計（1,138 万 2,000 円）、平成 23 年度識名公園実施設計（516 万 6,000 円）等である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、神原資料室の賃貸借（152 万 7,000 円）、OA リース契約（155 万 6,100 円）、自動車リース契約（100 万 1,700 円）等である。

（4）補償、補填及び賠償金の契約について

補償の契約は、公園整備事業に伴う物件補償費及び借家人補償費（現年度 3 億 8,063 万 4,700 円）（繰越 6,666 万 9,100 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、

「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 6 月 1 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

公園文化財発掘調査業務委託の予算計上について（注意事項）

公園文化財発掘調査事業は、二つの文化財発掘調査業務委託料として当初予算額 5,222 万円を計上している。

各発掘調査業務の当初予算額に対する予定価格は、ナイブク古墓群発掘調査は当初予算額 3,290 万円に対し予定価格 2,877 万円、首里崎山古墓群発掘調査は当初予算額 1,932 万円に対し予定価格 1,302 万円となり、当初予算額と予定価格の差額合計が 1,043 万円となっている。

また、実際の予算執行においては、指名競争入札の結果、ナイブク古墓群発掘調査は落札率 56.8%、落札差額約 1,242 万円、首里崎山古墓群発掘調査は落札率 77.4%、落札差額約 294 万円となり結果として多額の予算残額（2,452 万 7,243 円）が生じ、これを公園整備事業補償金へ流用している。

文化財発掘調査業務委託料は、教育委員会文化財課が見積った調査費用を予算計上し、当該文化財課に委託して事業を実施していることから予算編成に当たっては、教育委員会文化財課等関係機関と事前調整を密に行い見積額を精査の上、実態に合った適切な予算編成となるよう努められたい。

○ 建築工事課

1 職員の配置状況

建築工事課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事兼主幹 4 人、主幹 1 人、主査 9 人、主任技師 6 人、技師 9 人、主事 2 人の計 32 人である。その他、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

建築工事課は、住環境整備事業、市営住宅その他市建築物の建設、市建築物及び施設の営繕に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、公営住宅建設事業債（8 億 70 万円）等である。

（2）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、公営住宅整備事業担当者研修会（2 万 8,000 円）、社団法人日本住宅協会（1 万 8,000 円）、平成 23 年度基準公共建築工事積算基準の解説講習会（1 万 4,000 円）等である。

補助金の支出は、住宅騒音防止対策事業の那覇空港周辺住宅に対する防音工事助成（280 万 2,443 円）である。

（3）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成 23 年度公営住宅整備事業担当者研修会負担金

（2万8,000円）等である。

概算払による支払いは、石嶺市営住宅第3期建替工事（太陽光）立会い検査（6万1,380円）、石嶺市営住宅第3期建替工事（昇降機）立会い検査（4万9,130円）等旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、大名市営住宅建替事業（第1期実施設計）（7,287万円）、宇栄原市営住宅第3期建替事業（第3期実施設計）（7,077万円）、石嶺市営住宅建替事業（第4期実施設計）（6,431万3,000円）、石嶺市営住宅第3期建替工事（工事監理）（2,321万8,500円）、宇栄原市営住宅第2期建替工事（工事監理）（1,157万6,000円）等である。

（2）工事及び設計委託の契約について

工事契約は、宇栄原市営住宅第2期建替工事（建築・2工区）（4億2,606万円）、石嶺市営住宅第3期建替工事（建築・1工区）（3億4,724万2,000円）、同第3期建替工事（建築・2工区）（3億750万3,000円）、同第3期建替工事（建築・3工区）（2億4,556万3,000円）、久場川市営住宅第3期建替工事（建築）（1億3,300万1,000円）等である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料の契約は、タクシー使用料（152万760円）、カラー複写機使用料（74万6,000円）等である。

賃借料の契約は、公用車両再リース（53万9,280円）、神原資料室賃借料（54万9,000円）等である。

（4）修繕料の契約について

修繕料の契約は、公用バイク修繕料外2件（9万6,915円）である。

（5）補償、補填及び賠償金の契約について

補償の契約は、市営住宅建替事業に伴う移転補償費及び仮住居費（現年度5,670万9,731円）（繰越3,171万2,726円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地、建物等について

土地は、市営住宅用地（4筆）610.59㎡、区画整理関連用地（3筆）144.20㎡である。

建物は、市営住宅（石嶺、久場川、宇栄原、識名、繁多川）142,627.6㎡である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年6月1日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

（1）宇栄原市営住宅第2期建替事業（工事監理）業務委託の随意契約について（要望事項）

宇栄原市営住宅第2期建替事業（工事監理）業務委託（平成23年度から平成24年度までの債務負担行為額3,675万円、平成23年度契約額1,157万6,000円）は、工事監理業務と設計業務とは一連の業務として行うことが合理的であることを理由に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により設計業務受託事業者と随意契約を締結している。

市営住宅建替工事監理業務委託の随意契約の予定価格は、「建築設計業務等積算基準」等に基づき、算出した積算額に設計業務の請負率（落札率）を乗じた金額を予定価格としており、当該算定方法は、契約検査課と調整の上、建築工事課内で決定している。

随意契約における予定価格の算定方法は、重要な取扱基準である。よって、市営住宅建替工事監理業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う場合は、建設管理部として取扱基準を文書で定められたい。

（2）公有財産台帳の整備について（注意事項）

昭和57年11月完成の銘苅市営住宅にかかる市営住宅用地（1筆97.56㎡）及び区画整理関連用地（3筆144.20㎡）について、本来は、昭和59年度、昭和60年度及び平成14年度に市営住宅課へ所属換えの手続きを取らなければならないが、市営住宅課への所属換え依頼が口頭で行われたことから、手続きが取られていない。

那覇市公有財産規則第25条第1項（所属換え）の規定に基づき、速やかに市営住宅課と協議を調べ、適切な財産管理に努められたい。

○ 道路管理課

1 職員の配置状況

道路管理課の職員配置状況は、課長1人、主幹3人、主査7人、主任主事4人、技師5人の計20人である。その他、臨時職員4人である。

2 主な所掌事務

道路管理課は、道路の管理、道路の路線認定、廃止及び変更、道路境界の協定、指示及び承認、法定外公共物、道路占用許可、道路の不法占用及び禁止行為の取締り、道路占用工事の監察、未買収道路用地補償、道路、橋等の維持修繕及び清掃の総括に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺書、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、一般補助施設債（未買収道路用地取得・その他）（1億円）、一般補助施設債（未買収道路用地取得・幹線）（650万円）、位置境界不明地域市町村道特別交付金（200万円）等である。

（2）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県道路利用者会議（13万円）、社団法人日本道路協会（6万円）、沖縄国道協会（4万円）等である。

補助金の支出は、那覇市首里金城町及び石嶺地内私道整備補助金（499万4,000円）である。

（3）資金前渡・概算払について

概算払による支出は、道路管理一般研修旅費 (10 万 8,820 円)、道路整備の促進を求める全国大会出席費用 (5 万 1,530 円)、壺屋 11 号未買収道路用地取得事業の旅費 (10 万 4,590 円) 等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、街路樹維持管理業務 (その 2) (2,184 万円)、街路樹維持管理業務 (その 1) (1,785 万 2,100 円)、路面清掃業務委託 (1,428 万円)、道路側道清掃業務委託 (793 万 8,000 円)、沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託 (777 万円)、道路台帳更新業務委託 (252 万円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料の契約は、タクシー使用料 4 件 (35 万 6,200 円) 等である。

賃借料の契約は、自動車賃借料 2 件 (104 万 9,580 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、天久里道修繕工事 (126 万円)、若狭 2 号外 2 道路修繕工事 (125 万円)、道路照明等修繕工事 (108 万 7,800 円) 等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 6 月 1 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

公有財産の管理状況について、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

6 指摘事項等

公有財産取得通知について (注意事項)

牧志駅前交通広場のシンボルシーサー、愛称「さいおん うふシーサー」(製作費 1,800 万円) は、平成 23 年 11 月 7 日に市街地整備課から管理引継通知を受けているものの公有財産の取得通知の手続きがとられていない。

那覇市公有財産規則第 11 条 (財産の取得通知) の規定に基づき、速やかに取得通知を行い、適切な財産管理に努められたい。

○ 公園管理課

1 職員の配置状況

公園管理課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、主任主事 5 人、技師 2 人の計 11 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

公園管理課は、公園 (管理事務の一部を除く。)、緑地及び霊園 (墓地、納骨堂及び付属施設を除く。) の管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

資金前渡の取扱について

資金前渡による支出は、公園美化活動傷害保険 2 件(68 万 4,710 円)等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、平成 23 年度都市公園維持管理（公園清掃）業務委託（1 億 2,758 万円）、公園施設長寿命化計画策定業務委託（900 万円）、那覇市波の上ビーチ広場管理運営業務委託（570 万 1,565 円）、花壇花卉植栽維持管理業務委託（その 1）（513 万 7,650 円）、平成 23 年度福州園管理業務委託（459 万 8,275 円）、平成 23 年度都市公園清掃（塵芥回収）管理業務委託（449 万 5,050 円）、公園施設長寿命化計画策定業務委託（繰越明許）（2,000 万円）等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、業務用軽乗用自動車賃貸借契約 2 件（52 万 6,680 円）、プリンター機器賃貸借契約外 3 件（29 万 1,814 円）である。

(3) 需用費（修繕料）について

修繕料は、福州園水中ポンプ取替修繕（123 万 9,000 円）、自動給水加圧ポンプ取替その外 56 件（1,359 万 3,604 円）である。

(4) 工事及び設計委託について

工事契約は、公園遊具設置工事（955 万円）、久米公園ブランコ設置工事（72 万 6,600 円）、遊具利用サイン設置工事（45 万円）、福州園建物修繕工事（繰越明許）（420 万円）、新都心公園照明遮光対策工事（繰越明許）（155 万 4,000 円）、牧志公園外灯設置工事（繰越明許）（68 万 2,500 円）及び漫湖公園外灯設置工事（繰越明許）（65 万 1,000 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、街区公園 139,137.06 m²、近隣公園 181,925.53 m²、地区公園 105,184.41 m²、総合公園 298,946.68 m²等、総合計 806,201.01 m²となっている。

建物は、市民体育館 10,114.00 m²、街区公園 1,214.98 m²、近隣公園 2,201.02 m²、地区公園 297.20 m²、総合公園 1,813.82 m²等、総合計 17,768.06 m²となっている。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) テレホンカードの管理について（要望事項）

当該テレホンカードは、平成 4 年 9 月の福州園開園を記念して作成され、平成 23 年度の年間販売枚数は 57 枚、平成 24 年 3 月 31 日時点での在庫は 2,089 枚となっている。

しかし、当該テレホンカードが作成されてから今年度で 20 年間を経過する

ことになり、現在の販売実績では、完売するまでに今後 30 年以上かかる計算になっている。上記、物品等の財産の適切な管理、活用に関しては、販売促進の方策を講じるほか、換金等の処分を含めて検討されたい。

（2）公園維持管理費の流用について（要望事項）

公園維持管理費について、11 節の需用費（修繕料）から 13 節の委託料へ 250 万円の流用額がある。この流用額は、平成 23 年度の台風第 2 号（平成 23 年 5 月 28 日沖縄本島接近）及び第 9 号（平成 23 年 8 月 4 日沖縄本島接近）の襲来等で樹木の倒木処理に緊急に対応するために行った委託料である。

地方公共団体の経費の支出は、会計年度の途中において予定外の支出や予算額を超過した支出が必要になる場合は、補正予算案を編成し、議会の議決を経て補正予算として支出することとなるが、特に行政上の必要が認められる場合や補正で対応するいとまがない場合に限定して予備費充用や予算流用が認められるものである。

今回の流用は、緊急な行政上の必要があり、補正で対応するいとまがない場合に該当するということであるが、当初予算に計上されていた修繕料（施設等）の執行計画や目的が損なわれないようにできるだけ当該年度において適切な予算措置に努められたい。

○ 市営住宅課

1 職員の配置状況

市営住宅課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 4 人、主任主事 5 人、主任技師 2 人、主事 2 人、技師 3 人の計 20 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 5 人である。

2 主な所掌事務

市営住宅課は、市営住宅の入居及び退去に関すること、市営住宅及び附帯施設の管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、市営住宅使用料（現年度分）（6,391 万 580 円）、市営住宅使用料（滞納繰越分）（1 億 2,465 万 7,951 円）、市営住宅共益費徴収金（現年度分）（561 万 4,680 円）、市営住宅共益費徴収金（滞納繰越分）（1,428 万 3,925 円）、市営住宅駐車場区画賃貸使用料等である。

（2）負担金について

負担金の支出は、防火管理者資格取得講習会（3 万 8,000 円）、平成 23 年度公営住宅管理研修会（1 万 5,000 円）、国有資産等所在市町村交付金（1 万 400 円）及び平成 23 年度公営住宅管理担当者会議（4,000 円）である。

（3）資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、全国公営住宅火災共済金掛金（878 万 7,527 円）、市営住宅施設賠償責任保険料掛金（182 万 4,420 円）、強制執行申立に伴う予納金

（69万2,250円）、過誤納による市営住宅家賃の還付等である。

概算払による支出は、公営住宅管理担当者会議外4件の旅費（5万2,640円）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託について

業務委託契約は、平成23年度各市営住宅消防用設備点検業務委託（1,662万1,500円）、平成23年度市営住宅敷地内共用部分草刈及び排水溝清掃業務委託（1,135万3,440円）、各市営住宅受水槽・高架水槽清掃業務委託（435万7,500円）、石嶺団地駐車場管理事務等業務委託（326万8,000円）、若狭外15市営住宅集合監視装置警備業務委託（262万800円）、平成23年度若狭外3市営住宅昇降機保守業務委託（207万9,000円）等である。

（2）工事及び設計委託について

工事請負契約は、真地市営住宅12号棟改修工事（3,982万2,300円）、真地市営住宅7号棟改修工事（3,843万3,150円）、銘苅市営住宅耐震診断業務委託（1,459万5,000円）、小禄市営住宅3号棟屋上防水工事（1,292万7,600円）等である。

（3）賃借料について

土地賃貸借契約は、汀良市営住宅土地賃貸借契約（903万9,600円）、安謝第一市営住宅土地賃貸借契約（320万7,636円）、壺川市営住宅土地賃貸借契約（3者との契約。1,157万633円）等である。

（4）需用費（修繕料）について

修繕料は、壺川市営住宅2棟508号室空家修繕外663件（1億7,327万819円）、若狭市営住宅昇降機2・3号機モーター制御盤他取替修繕（1,638万円）、大名市営住宅15棟403号室室内剥離修繕外28件（1,047万5,850円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、石嶺市営住宅87,465.49㎡、宇栄原市営住宅68,171.41㎡、大名市営住宅53,466.05㎡、真地市営住宅41,725.75㎡等、他23件となっている。

建物は、石嶺市営住宅31,012.95㎡、石嶺市営住宅（集会所）755.00㎡、石嶺市営住宅（ポンプ場）89.00㎡、宇栄原市営住宅22,164.62㎡、宇栄原市営住宅（集会所）294.44㎡、宇栄原市営住宅（ポンプ場）62.00㎡等、他52件となっている。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年5月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

（1）市営住宅老朽化対策費の執行について（注意事項）

市営住宅老朽化対策費に係る修繕料（施設等）のうち、平成24年3月31日現在で424万950円の執行額が支出負担行為としてなされていない。また、同

予算は、年度末において、528 万 3,200 円の予算残額がある。

地方自治法及び那覇市予算決算規則第 22 条の規定により支出負担行為は、原因となる行為があったときに速やかに適時に行わなければならない。

また、多額の予算残額については、当初予算編成時に過大な要求がなかったのか又は執行できなかった原因は何かを検証し、適切な予算管理に努められたい。

（2）財産管理について（注意事項）

市営住宅にかかる土地の一部並びに平成 22 年度及び平成 23 年度に完成した建物について、建築工事課から市営住宅課への公有財産の所属換えがなされていない。

建替工事等の建設が完了し、供用開始された市営住宅については、建築工事課と公有財産の所属換えに関し、連絡、確認等を十分行い、那覇市公有財産規則第 25 条第 1 項（所属換え）の規定に基づき、協議を調べ、適切な財産管理に努められたい。

（3）石嶺市営住宅給水本管の漏水について（注意事項）

那覇市上下水道局の検針（平成 23 年 6 月 20 日及び 8 月 19 日）により市営住宅課管理にかかる石嶺市営住宅給水本管の経年劣化による漏水が判明し、それによる漏水分の水道料金として 2 分の 1 減額後の 161 万 7,974 円の請求を受けて、その支払いを用途変更により対応している。

市営住宅及び附帯施設の管理には、十分な注意をもって管理する必要がある。ので、当該漏水が早期に発見できなかったのかどうか検証し、那覇市の所有にかかる給水管の管理については、上下水道局との確認、連絡等の連携を密にして、市営住宅及び附帯施設の適切な管理に努められたい。

○ 土木管理事務所

1 職員の配置状況

土木管理事務所の職員配置状況は、所長 1 人、主査 2 人、主任技師 2 人、主任主事 1 人、環境整備主査 1 人、主任環境整備員 2 人、主任運転手 1 人、環境整備員 3 人、運転手 4 人の計 17 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 7 人である。

2 主な所掌事務について

土木管理事務所は、道路の損壊調査、工事用資材の調達・検収・保管・受払、道路・橋等の維持修繕及び清掃の実施、下水道雨水施設の維持管理の実施、排水路の管理の実施、排水路補修の設計、施工監理、公園の管理事務で特に部長が指定するものに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算の執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託について

業務委託契約は、県道龍潭線街路改良工事に伴う雨水施設移設負担金（1,928 万円）、河川除草業務委託（378 万円）、古波蔵雨水ポンプ場保守点検業務委託

（236万2,500円）、産業廃棄物処理業務委託（48万3,000円）等である。

（2）工事及び設計委託について

工事請負契約は、安謝地内排水路新設改良工事（428万4,000円）、識名地内排水路新設改良工事（123万9,000円）、識名1丁目地内排水路新設改良工事（その1）（46万9,350円）である。

設計委託契約は、安謝地内排水路新設改良設計業務委託（37万8,000円）である。

（3）使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料の支出は、自動車賃貸借料2件（162万360円）、複写機賃貸借料（30万9,801円）等である。

（4）需用費（修繕料）について

修繕料の支出は、松川3丁目地内排水路修繕工事（277万2,000円）、古島地内排水路修繕工事外4ヵ所（119万5,950円）、牧志1丁目地内排水路修繕工事外1件（118万2,300円）、首里烏堀町地内排水路修繕工事外1ヵ所（111万3,000円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年5月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

消防本部

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、参事兼課長（消防監）1人、副参事（消防司令長）2人、主幹（消防司令）2人、主査（消防司令補）2人、主任（消防士長）6人、主事（消防士）1人の計14人である。その他、非常勤職員3人である。

2 主な所掌事務

総務課は、職員及び消防団員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分、職員の勤務条件、情報公開、消防本部訓令の制定、消防業務の企画、職員及び消防団員の研修、職員及び消防団員の公務災害補償及び福利厚生、文書及び公印、積載備品等の整備、消防機械器具の配置及び整備、消防車両、消防予算及び決算に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入及び歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

（1）負担金、補助金について

負担金の支出は、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金（637万3,177円）、沖縄県消防通信指令施設運営協議会事業（基本設計）負担金（310万3,851円）、沖縄県消防広域化協議会準備事務局負担金（90万8,000円）、沖縄県消防長会

負担金(89 万 2,537 円)、沖縄県消防通信指令施設運営協議会負担金(82 万円)、沖縄県消防協会負担金(54 万 9,000 円)、全国消防長会会費(37 万 9,600 円)、消防団福祉共済制度掛金(28 万 8,000 円)等である。

補助金の支出は、補助金(女性防火クラブ)(79 万 3,960 円)である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金(363 万 7,177 円)、沖縄県消防広域化推進協議会負担金(90 万 8,000 円)、沖縄県消防長会会費(負担金)(89 万 2,537 円)、防火防災訓練災害補償等共済制度掛金(31 万 2,000 円)、南部地区 MC 協議会負担金(23 万 8,661 円)等である。

概算払による支払いは、初任教育研修派遣 12 人(県消防学校)(513 万 5,904 円)、消防大学第 89 期警防科研修旅費(42 万 5,560 円)、薬剤投与追加講習(29 万 9,720 円)、消防大学校上級幹部科研修旅費(17 万 5,570 円)等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

消防本部庁舎清掃業務(288 万 7,500 円)、消防隊員 B 型肝炎予防接種その他 10 件(205 万 5,119 円)、水難救助隊員健康診断(120 万 7,500 円)、消防本部ごみ収集業務(80 万円)、消防職員特定業務従事者健康診断(72 万 3,240 円)、無線機保守点検整備(46 万 2,000 円)等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、消防本部庁舎賃借(1 億 1,932 万 5,684 円)、新消防緊急通信指令システム賃借(4,561 万 2,864 円)、西消防署庁舎等賃借(6,000 万円)、防火衣等賃借(809 万 6,760 円)、消防資器材賃借(468 万 900 円)、消防本部寝具類賃借(475 万 6,132 円)等である。

(3) 需用費(修繕料)について

修繕料は、消防車両定期点検及び修繕、消防庁舎維持管理、無線機等の修繕、救急救助器具修繕等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、指摘事項等以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

土地は 10,135.51 ㎡(中央消防署 7,088.60 ㎡、西消防署 1,117.15 ㎡、小禄出張所 792.00 ㎡、首里出張所 429.76 ㎡、松尾出張所 422.00 ㎡、国場出張所 286.00 ㎡)で、建物は 3,471.48 ㎡(小禄出張所 1,268.00 ㎡、松尾出張所 735.45 ㎡、首里出張所 423.23 ㎡、安謝出張所 386.00 ㎡、真和志出張所 359.36 ㎡、国場出張所 299.44 ㎡)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関係台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

歳出予算の計上について(注意事項)

無線機保守点検業務委託は、予算現額 110 万 4,000 円に対し、執行済額が 46

万2,000円、執行率42%と著しく低くなっている。これは、前年度実績を参考の上、見積書を1者のみから徴取したことによるものである。

予算計上に際して見積書を徴する場合は、複数者から徴取するなどし、適切な予算計上に努められたい。

○ 予防課

1 職員の配置状況

予防課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）4人、主査（消防司令補）5人、主任（消防士長）6人、主任主事（消防副士長）1人、主事（消防士）1人の計18人である。

2 主な所掌事務

予防課は、火災及び災害の予防、防火対象物の査察及び防火指導、防火管理者の指導及び講習、建築許可等についての同意、消防用設備等の設置指導及び検査、危険物製造所等の許認可及び査察指導、火災の原因及び損害調査、火災及び災害統計、防火対象物違反是正、危険物製造所等の違反処理に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成24年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 警防課

1 職員の配置状況

警防課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）1人、主査（消防司令補）2人、主任（消防士長）2人の計6人である。

2 主な所掌事務

警防課は、水火災の警戒及び防御、消防訓練の計画及び実施、消防用水利の計画及び調査保全、道路・下水道工事等の同意、特殊な対象物に係る警防計画、特殊災害に係る警防活動対策、消防活動情報、救助技術の指導、救助訓練、緊急消防援助隊、救助統計に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

（1）公有財産について

防火水槽用地は、土地2153.40㎡、地上権399.93㎡である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成24年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関係台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 救急課

1 職員の配置状況

救急課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）1人、主査（消防司令補）1人、主任（消防士長）2人の計5人である。

2 主な所掌事務

救急課は、各種訓練計画・立案、市民に対する応急手当の普及啓発活動・推進、患者搬送事業に対する指導及び認定、救急統計、救急医療及び救急資機材、救急医療機関等との連絡調整、その他救急に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成24年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

救急搬送について（要望事項）

救急出場件数は、近年増加傾向にある。平成23年度は、1万7,037件となっており、前年度比較で1,545件増加している。平成23年度には、救急隊数は6隊、専任救急隊48人（うち救急救命士32人）とし、1隊増やしたものの、総務省消防庁による「消防力の整備指針」（平成20年3月消防庁告示第2号）を那覇市に当てはめると、おおむね8隊となる。

病気や事故などの発生時において、救急活動の遅れは市民の生命に直接影響を与えることが懸念されることから、整備指針に則り救急隊の隊数確保に努められたい。

一方、平成23年度消防年報によると、傷病程度別搬送人員は、死亡194人（1.2%）、重症690人（4.4%）、中等症5,513人（35.5%）、軽症9,140人（58.8%）となっている。このうち、平成23年内での救急車頻回利用者（注1）上位3人は下記のとおりとなっている。

軽症利用者や頻回利用者の増大は、適切な救急搬送業務の障害になる懸念もあることから、急病でない搬送依頼や、頻回利用者による搬送依頼について、当該利用者への救急車の適正利用を促すとともに、行政関係課、医療機関等との連携をより密にして軽症利用者や頻回利用者の縮減に努められたい。

（注1）救急車頻回利用者

- ①救急車を頻回に利用した者
- ②傷病の程度が軽症を占める者
- ③救急隊の迅速な活動が阻害される者

救急車頻回利用者 平成23年1月から12月まで

順位	利用件数	性別・年齢
1	353	男・80歳代
2	125	女・50歳代
3	116	女・50歳代

○ 指令情報課

1 職員の配置状況

指令情報課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）4人、主査（消防司令補）10人、主任（消防士長）9人、主事（消防士）1人の計25人である。その他、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

指令情報課は、消防通信、通信機器、消防情報及び火災警報、消防緊急通信司令装置の管理に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成24年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 西消防署

1 職員の配置状況

西消防署の職員配置状況は、本署に課長（署長・消防司令長）1人、主幹（消防司令）5人、主査（消防司令補）14人、主任（消防士長）16人、主任主事（消防副士長）6人、主事（消防士）17人の計59人である。安謝出張所に主査（消防司令補）3人、主任（消防士長）3人、主任主事（消防副士長）1人、主事（消防士）5人の計12人である。松尾出張所に主査（消防司令補）3人、主任（消防士長）5人、主事（消防士）7人の計15人である。小禄出張所に主査（消防司令補）6人、主任（消防士長）5人、主任主事（消防副士長）3人、主事（消防士）7人の計21人である。総合計で107人である。

2 主な所掌事務

西消防署は、火災及び災害等の予防及び広報、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、自衛消防隊、防火対象物の査察、消防用設備等の設置及び維持、指導、水火災害等の警戒・防御及び救護、機械器具の管理、消防訓練、道路、下水道工事等の同意、救助隊の運用、救急隊の運用、市民への応急手当講習会の普及、各管内の出勤、その他署に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成24年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 中央消防署

1 職員の配置状況

中央消防署の職員配置状況は、本署に課長（署長・消防監）1人、主幹（消防司令）4人、主査（消防司令補）9人、主任（消防士長）13人、主任主事（消防副士長）3人、主事（消防士）15人の計45人である。首里出張所に主査（消防司令補）10人、主任（消防士長）4人、主任主事（消防副士長）3人、主事（消防士）5人の計22人である。真和志出張所に主幹（消防司令）3人、主査（消防司令補）6人、主任（消防士長）3人、主任主事（消防副士長）1人、主事（消防士）6人の計19人である。国場出張所に主査（消防司令補）3人、主任（消

防士長）3人、主任主事（消防副士長）1人、主事（消防士）2人の計9人である。総合計で95人である。

2 主な所掌事務

中央消防署は、火災及び災害等の予防及び広報、消防用設備等の設置指導及び検査、防火対象物の査察、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、自衛消防隊、水火災害等の警戒・防御及び救護、救助隊の運用、消防訓練、機械器具の管理、道路、下水道工事等の同意、水難救助、市民への応急手当講習会の普及、救急隊の運用、各管内の出動、その他署に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成24年5月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

参考（抜粋）

○定期監査実施要領（平成21年3月25日監査委員決定）

那覇市監査基準第2章第1節第14条第1号に規定する定期監査の実施要領を次のように定める。

第6 監査後の処理

1 監査終了後、監査対象機関等の長に対して監査結果の概要を「指摘事項等」として、文書により示すものとする。

2 指摘事項等は、次の区分によるものとする。

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

(2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べることとする。

(4) 要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこととする。

